

協議第 2 号

東村・吾妻町合併協議会の協議項目、調整の方針及び分類について

東村・吾妻町合併協議会の協議項目、調整の方針及び分類について、別紙のとおり提出する。

平成 17 年 3 月 8 日提出

東村・吾妻町合併協議会
会長 一場 貞

協議項目

	項 目	想定内容
1	合併の方式	
2	合併の期日	
3	新町村の名称	
4	新町村の事務所の位置	
5	財産の取扱い	
6	議会の議員の定数及び任期の取扱い	
7	農業委員会委員の定数及び任期の取扱い	
8	地方税の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方税の特例 ・ 減免 ・ 町村民税 ・ 固定資産税 ・ 軽自動車税 ・ 町村たばこ税 ・ 特別土地保有税 ・ 入湯税 ・ 事業所税 ・ 都市計画税
9	一般職の身分の取扱い	
10	特別職の身分の取扱い	
11	条例・規則等の取扱い	
12	事務組織及び機構の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 整備方針 ・ 本庁組織 ・ 出先機関 ・ 付属機関 ・ 地域審議会等
13	一部事務組合等の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一部事務組合、広域連合 等
14	使用料、手数料等の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 税関係手数料 ・ その他の使用料、手数料等の取扱い
15	公共的団体等の取扱い	
16	補助金、交付金等の取扱い	
17	町名・字名の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 字の名称、区域
18	慣行の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町村章 ・ 町村の花、木、鳥、歌等 ・ 町村の憲章、宣言、行事
19	国民健康保険事業の取扱い	
20	介護保険事業の取扱い	
21	消防団の取扱い	
22	各種事務事業の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国民宿舎及び第3セクター ・ 総務関係事業 ・ 電算システム関係事業 ・ 広報広聴関係事業 ・ 交通、消防防災関係事業 ・ 窓口業務 ・ 健康づくり事業 ・ 環境対策事業 ・ 保育事業 ・ 福祉関係事業 ・ 上下水道事業 ・ 建設関係事業 ・ 農林水産関係事業 ・ 商工観光関係事業 ・ 学校教育関係事業 ・ 社会教育関係事業 ・ 公民館関係事業 ・ 社会体育関係事業 ・ 文化財関係事業
23	新町村建設計画	

【 資料 】

行政制度の調整方針及び分類

（基本的な考え方）

行政制度の調整とは、現在両町村が行っている各種の事務事業について、現在の状況を踏まえつつ、新町村において当面どのように進めていくかを明らかにすることです。この行政制度の調整を統一かつ体系的に行うため、次の6つの基本的原則及び分類に基づき、総合的に勘案し調整するものとします。

（調整方針）

- 1．一体性確保の原則
新町村に移行する際、住民生活に支障のないよう速やかな一体性の確保に努める。
- 2．住民福祉向上の原則
住民サービス及び住民福祉の向上に努める。
- 3．負担公平の原則
負担公平の原則に立ち、行政格差を生じないように努める。
- 4．健全な財政運営の原則
新町村において健全な財政運営に努める。
- 5．行政改革推進の原則
行政改革の観点から事務事業の見直しに努める。
- 6．適正規模準拠の原則
自治体の規模に見合った事務事業の見直しに努める。

（分類）

1	現行のまま新町村に引き継ぐ
2	東村又は吾妻町のいずれかの例により調整する
3	新たに制度等を創設する
4	新町村に移行後、速やかに調整する
5	新町村に移行後も当分の間現行どおりとし、段階的に調整する
6	廃止の方向で調整する